

3 承認免税手続事業者の承認申請手続・要件等

(承認免税手続事業者の承認申請手続)

問81 承認免税手続事業者の承認申請手続について教えてください。

【答】

承認免税手続事業者の承認を受けようとする事業者は、その販売場が所在する特定商業施設ごとに免税手続カウンターを設置することについて、納税地の所轄税務署長の承認を受ける必要があります（消令18の2⑦⑧）。

具体的には、「承認免税手続事業者承認申請書」に次の書類を添付して申請することとなります（消規則10の2②）。

《承認免税手続事業者承認申請書の添付書類》

① 「設置しようとする免税手続カウンター」及び「免税手続カウンターを設置しようとする特定商業施設」の見取図

イ 商店街に免税手続カウンターを設置する場合

商店街の地区又は地域の範囲（隣接又は近接する商店街を含めて一の特定商業施設とする場合はそのことが分かるように記載します。）に当該地区等に所在する組合員の経営する販売場及び免税手続カウンターの設置場所を付記したもの

※ 事業協同組合については、事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域の範囲が分かるよう記載します。

ロ ショッピングセンターやテナントビル等の大規模小売店舗又は一棟の建物に免税手続カウンターを設置する場合

ショッピングセンターやテナントビル等のフロアガイド等に免税手続カウンターの設置場所を記したもの

② 免税販売手続に関する事務手続の概要を明らかにした書類

・ 免税販売手続マニュアル等

③ 特定商業施設に該当することを証する書類

イ 商店街に免税手続カウンターを設置する場合

・ 商店街振興組合にあつては、商店街振興組合法第2条第1項に規定する組合の定款の写し

・ 事業協同組合にあつては、中小企業等協同組合法第3条第1号に規定する組合の定款の写し

※ 隣接又は近接する商店街を一の特定商業施設とする場合は、その一の特定商業施設としたそれぞれの商店街の組合の定款の写しが必要です。

- ロ ショッピングセンターやテナントビル等の大規模小売店舗又は一棟の建物に免税
 手続カウンターを設置する場合
 - ・ 大規模小売店舗にあつては、大規模小売店舗の新設・変更に関する届出等の写し
 （当該届出等の地方自治体への提出事実が分かるもの）又はこれに代わる書類
 - ・ 一棟の建物にあつては、建物の登記事項証明書（登記簿謄本）の写し
 - ハ 隣接又は近接の関係にある商店街を一の特定商業施設とする場合（消令18の2⑥
 の規定の適用を受ける場合）
 - ・ 隣接又は近接している商店街が連携して行っているイベント等がある場合には、
 イベント等の共同事業を記載した事業報告書の該当部分の写しその他活動概要が
 分かるイベント等のちらし等
 - ・ 連携したイベント等を行った実績がない場合には、隣接又は近接している商店街
 が連携して免税手続カウンターを利用する理由等を記した書類等
 - ④ その他参考となるべき書類
 - イ 申請者の事業内容が確認できる資料
 - ・ 会社案内やホームページ掲載情報等
 - ロ 免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料
 - ・ 免税手続カウンターの見取図に人員の配置状況を付記したもの等
 - ハ 免税手続カウンターにおいて使用する免税購入対象者への必要事項の説明のため
 の案内等
- ※ ④の資料については、承認要件の確認のため参考として添付してください。

（承認免税手続事業者の承認要件）

問82 承認免税手続事業者の承認を受けるための要件について教えてください。

【答】

承認免税手続事業者（消費税の課税事業者に限ります。）として承認を受けるためには、
 次の①から③までの要件の全てを満たしていることが必要です（消令18の2⑦、消基通8－
 2－3）。

《承認免税手続事業者の承認要件》

- ① 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。）がないこ
 と。
- ② 免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること。
- ③ 輸出品販売場の許可を取り消され、又は承認免税手続事業者若しくは承認送信事
 業者の承認を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者でないことその他

免税手続カウンターを設置する承認免税手続事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。

(一般型輸出物品販売場と承認免税手続事業者の兼務)

問83 一の特定商業施設内で一般型輸出物品販売場を経営する事業者ですが、この販売場で承認免税手続事業者となって他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行うことはできますか。

【答】

一般型輸出物品販売場を経営する事業者が、承認免税手続事業者としての承認を受け、その販売場において、他の手続委託型輸出物品販売場の免税販売手続の代理を行うことは可能です。

なお、承認免税手続事業者として免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場とその特定商業施設内において経営する一般型輸出物品販売場における同一の日に同一の免税購入対象者に対して譲渡する一般物品の販売価額(税抜)の合計額と消耗品の販売価額(税抜)の合計額を一般物品と消耗品の別にそれぞれ合算している場合には、その合算後の額により免税販売の対象となる下限額(一般物品、消耗品それぞれ5千円)以上であるかを判定することができます(消令18の3①)(問88、90参照)。

(特定商業施設内で免税手続カウンターを移転、新たに設置又は一部廃止した場合)

問84 当社は、免税手続カウンターを運営する承認免税手続事業者ですが、特定商業施設内で免税手続カウンターの設置場所を移転する予定です。この場合の手続について教えてください。

【答】

特定商業施設内の免税手続カウンターをその特定商業施設内で移転、新たに設置又は一部を廃止する場合には、その移転、新たに設置又は一部廃止する日の前日までに、「免税手続カウンター設置場所変更届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります(消令18の2⑭、消規則10の2⑥⑦)。

「免税手続カウンター設置場所変更届出書」には、次の書類を添付する必要があります(消令18の2⑭、消規則10の2⑦)。

《「免税手続カウンター設置場所変更届出書」の添付書類》

① 免税手続カウンターを移転しようとする場合

イ 承認に係る特定商業施設の見取図

ロ 移転後の免税手続カウンターの見取図

- ② 免税手続カウンターを新たに設置しようとする場合
 - イ 承認に係る特定商業施設の見取図
 - ロ 設置しようとする免税手続カウンターの見取図